

発議第 3 号

現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおりに関係行政庁に提出するものとする。

令和5年9月7日 提出

提出者 江差町議会議員 小野寺 真

賛成者	江差町議会議員	塚 本 真
〃	〃	小 梅 洋 子
〃	〃	出 崎 太 郎
〃	〃	田 畑 豊 利

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣

現行の健康保険証の存続を求める意見書

政府は国民の利便性向上等の観点から、来年秋に現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと健康保険証を一体化するとしています。

しかし、この間、マイナンバーカードと健康保険証の情報が誤ってひも付けされた事例が確認されています。政府のマイナンバー情報総点検本部が8月8日に公表した中間報告では、マイナンバーカードと一体化した保険証に誤って他人の個人情報に登録されていたケースが新たに1069件判明し、それまでに公表されていた件数と合計で8441件。医療費や薬など診療情報が他人に閲覧されたケースが新たに5件で、15件となりました。

マイナンバーカードと一体化した保険証に他人の医療情報がひも付けされていることは、命にかかわる重大問題であり、決してあってはならないことです。その他にも、マイナンバー保険証のトラブルで本人認証がされずに窓口での10割負担が求められた事例なども報告されています。

医師や歯科医師で構成されている全国保険団体連合会は中間報告に対し、「個人情報紐づけ1069件は氷山の一角。全件チェック・全容解明まで運用停止を求めます」との声明を発表し、「これ以上の情報流出、プライバシー侵害を防ぐために直ちにマイナ保険証を利用するシステムの運用を停止すべきです」とも指摘しています。

政府はマイナ保険証を取得していない方に発行する「資格確認証」について、「1年」としていた有効期間の上限を「5年以内」に延長することや、申請を待たずに保険者が交付することなどの対応策を示しています。そうであれば、現行の健康保険証を存続することで、混乱を少なくすることができます。

現行の健康保険証が廃止されれば、任意であるマイナンバーカードの取得が事実上義務化されるおそれがあることや、マイナンバーカードを持たない人の保険診療が受けられなくなる懸念もあります。

よって、政府においては、現行の健康保険証を来年に廃止することを撤回し、存続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月7日

江差町議会議長 萩原 徹